

豊川市立代田小学校 いじめ防止基本方針

豊川市立代田小学校

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものを言う。

※「いじめ」に当たるか否かは、表面的・形式的に判断しない。

※けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もある。

2 いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、児童の人権及び名誉を著しく毀損するとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるばかりでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。そこで、教職員が一致団結し、日ごろからささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していかなければならない。

学校は、子どもたちが安心して楽しく学べる環境でなくてはならない。児童が、自己肯定感や自己有用感をもち、仲間とともに成長できるよう、道徳・特別活動をはじめ、学校教育活動全体で規範意識の向上を図ったり、集団のあり方について学習を深めたりする。また、日ごろから関係機関との連携を密にし、情報の共有を図るなど、いじめの未然防止と早期解消に向けて取り組んでいく。

3 いじめ対策についての重点目標

- (1) 校内指導体制の工夫と充実を図る。
 - ・いじめの早期発見・早期対応。
- (2) 小中の連携・関係機関・相談員と連携した指導と援助を行う。
 - ・スクールカウンセラー、ゆずりは相談員、ハートフル相談員、相談機関等の有効利用。
 - ・地域との連携によるサポート体制づくり。
- (3) 担任ひとりに任せることなく、学校全体で組織としての対応をしていく。
 - ・いじめ対策委員会を中心としたサポート体制の確立と支援。(短期・長期の具体化)
 - ・必要に応じて家庭訪問、保護者の面談、関係機関との情報交換。

4 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、毎月、運営委員会後に開く。いじめの兆候をとらえ未然に防いだり、児童からの訴えに対し、迅速に対応したりする。校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラーなど心理の専門家を加える。

- (1) 「いじめ・不登校対策委員会」の役割
 - ① 学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認

- ・学校生活アンケートから、本校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討する。
- ② 教職員への共通理解と意識啓発
 - ・年度初めに、「いじめ防止基本方針」の周知と共通理解を図る。
 - ・学校生活アンケートや教育相談の結果を集約、分析、対策の検討を行う。
- ③ 児童や保護者、地域に対する情報の発信と意識啓発、意見聴取
 - ・学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取り組み状況や学校評価の結果等を発信する。
- ④ いじめへの対処
 - ・いじめがあった場合や、その疑いがあるという情報があった場合、正確な事実の把握に努め、問題解消に向けた指導・支援体制を組織する。
 - ・事案への対応は、メンバー構成を検討し、迅速に対応する。必要に応じて関係機関との連携を図る。
 - ・問題が解消した場合でも、その後の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

5 いじめの防止等に関する具体的な取り組み（別紙「いじめ防止年間計画」参照）

児童が発する小さなサインを見逃さないようにし、早期発見に努める。定期的にいじめアンケート調査を実施するとともに、教育相談の時間を設けて子どもの悩みを受け取る。

（1）いじめの未然防止

- ① 児童同士のかかわりを大切にし、互いに認め合い、ともに成長していく学級づくりを進める。
- ② 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ③ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進して命の大切さや相手を思いやる心の醸成を図る。
- ④ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

（2）いじめの早期発見

- ① いじめアンケートや教育相談を定期的実施（年3回）し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- ② 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ③ 毎週木曜日の一斉下校後の「夕会」で情報交換をして、いじめの早期発見に努める。
- ④ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめへの対処

- ① いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」(臨時)を開催し、組織的に早急に対応する。
- ② 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ③ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- ④ 教職員の共通理解を図り、保護者の協力を得て、スクールカウンセラー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関と連携し、対応する。
- ⑤ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- ⑥ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

6 重大事態への対処

児童の生命・心身又は財産に重大な被害があり、又は相当期間にわたり被害児童が欠席を余儀なくされたり、多人数によるいじめが相当期間継続したりするなどの重大事態への対応については、教育委員会へ発生 of 報告をし、学校が調査主体となった場合、次のようにする。

- ① 学校に重大事態の調査組織を設置
- ② 事実関係を明確にするための調査を実施
- ③ いじめを受けた児童及びその保護者へ適切な情報提供
- ④ 調査結果を教育委員会に報告
- ⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置

7 いじめ解消の判断

少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめに係る行為が止んでいること(インターネットを含む)。止んでいる状態が相当期間継続していること。この相当期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
- ② 被害児童本人が心身の苦痛を感じていないこと。被害児童及び保護者に対し、面談等により確認する。